

国税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

換価の猶予

国税を一時に納付することにより、
事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に
該当するときは…



その国税の納期限から6か月以内に、所轄の税務署に申請することにより、
1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※申請する国税以外に、既に滞納となっている国税がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。

※申請による換価の猶予は、平成27年4月1日以後に納期限が到来する国税について適用されます。

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、税務署長の職権に基づく換価の猶予制度があります。

納税の猶予

- ①財産について災害を受け、又は盗難にあったこと
- ②納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したこと
- ③事業を廃止し、又は休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと

※「著しい損失を受けた」とは、申請前の1年間において、その前年の利益の額の2分の1を超える損失(赤字)が生じた場合をいいます。

- ⑤本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと

などにより、国税を一時に納付することができないときは…



所轄の税務署に申請することにより、1年以内の期間に限り、納税の猶予が
認められる場合があります。

※国税の納期限前に災害により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための納税の猶予があります。

※上記⑤の場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、修正申告などにより納付すべきこととなった国税の納期限までに申請する必要があります。

猶予が認められると…

- ・ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ・ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

国税を納期限までに納付できない場合には、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

国税を納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞税がかかります。

また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

申請の手続

▶提出する書類

①「換価の猶予申請書」又は「納税の猶予申請書」

②「財産収支状況書」

※資産、負債、収支の状況などを記載してください。

※猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は、「財産収支状況書」に代えて「財産目録」及び「収支の明細書」を提出してください。

③ 担保の提供に関する書類

④ 災害などの事実を証する書類(納税の猶予の場合)

※罹災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など

▶申請の期限

・ 換価の猶予：猶予を受けようとする国税の納期限から6か月以内

・ 納税の猶予：表面①から④に該当する場合の納税の猶予については、申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。

表面⑤に該当する場合の納税の猶予については、その本来の期限から1年以上経過した後に納付すべき税額が確定した国税の納期限(修正申告書を提出する日など)までに申請してください。

▶猶予の許可又は不許可

提出された書類の内容を審査した後、税務署から猶予の許可又は不許可を通知します。猶予が許可された場合は、税務署から送付される「猶予許可通知書」に記載された分割納付計画のとおりにより納付する必要があります。

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。国税通則法により担保として提供することができる主な財産の種類には、次のようなものがあります。

・ 国債や税務署長が確実と認める上場株式などの有価証券

・ 土地、建物

・ 税務署長が確実と認める保証人の保証

なお、次に該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

・ 猶予を受ける金額が100万円以下である場合

・ 猶予を受ける期間が3か月以内である場合

・ 上記の担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く国税を完納することができる期間に限られます。

なお、猶予を受けた国税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、所轄の税務署に申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります(当初の猶予期間と合わせて最長2年)。

猶予の取消

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

・ 「猶予許可通知書」に記載された分割納付計画のとおりにより納付がない場合

・ 猶予を受けている国税以外に新たに納付すべきこととなった国税が滞納となった場合 など

●このリーフレットの内容は、平成27年4月1日以降に行う猶予の申請について適用されます。

●詳しい申請書の書き方などについては、「猶予の申請の手引き」をご覧ください。

「猶予の申請の手引き」は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)及び税務署の窓口でご利用いただけます。

●社会保障・税番号制度の導入により、平成27年10月以降、個人番号及び法人番号の通知が開始されます。税務署へ提出いただく申請書等にも番号の記載が必要となり、納税の猶予又は換価の猶予の申請書については、平成28年1月以降に提出するものについて、個人番号又は法人番号を記載していただく必要があります。

社会保障・税番号制度に関する詳しい情報は、国税庁ホームページ内の「社会保障・税番号制度について」をご覧ください。

なお、「社会保障・税番号制度について」のページは、国税庁ホームページのトップページにある「社会保障・税番号制度」の入口から簡単にアクセスすることができます。